令和8年10月5日総務文教常任委員会
資料No.１　参考資料2

恵庭市水防計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>改正（案）</th><th>修正理由等</th></tr>
<tr><td>2-1</td><td>
第２章　予報及び警報等の伝達

（略）

第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台、北海道開発局及び道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関は次のとおり。
<table>
<tr><th>区分</th><th>種類</th><th>発表機関</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>気象等予報警報
・法第10条第１項
・気象業務法
第 14 条の２第１項</td><td>水防活動用
気象注意報

水防活動用
気象警報

水防活動用
洪水注意報

水防活動用
洪水警報</td><td>札幌管区
気象台</td><td>一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報の発表をもって変える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</td></tr>
</table>
</td><td>
第２章　災害応急対策計画

（略）

第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台、北海道開発局及び道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関は次のとおり。
<table>
<tr><th>区分</th><th>種類</th><th>発表機関</th><th>摘　　要</th></tr>
<tr><td>気象等予報警報
・法第10条第１項
・気象業務法
第 14 条の２第１項</td><td>水防活動用
気象注意報

水防活動用
気象警報

水防活動用
洪水注意報

水防活動用
洪水警報</td><td>札幌管区
気象台</td><td>一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

	洪水予報 ・法第10条第２項 ・法第11条第１項 ・気象業務法 第 14 条の２第２項 ・気象業務法 第 14 条の２第３項	洪水注意報 洪水警報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	洪水予報 ・法第10条第２項 ・法第11条第１項 ・気象業務法 第 14 条の２第２項 ・気象業務法 第 14 条の２第３項	レベル２ 氾濫注意報 レベル３ 氾濫警報 レベル４ 氾濫危険警報 レベル５ 氾濫特別警報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】
	水防警報 ・法第 16 条	待機 準備 出動 指示 解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	水防警報 ・法第 16 条	待機 準備 出動 指示 解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	
2-2	第２節　水防活動の利用に適合する予報及び警報等 １　水防活動の利用に適合する予報及び警報 （略） 法第 10 条第１項及び気象業務法第 14 条の２第１項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。				第２節　水防活動の利用に適合する注意報及び警報等 １　水防活動の利用に適合する注意報及び警報 （略） 法第 10 条第１項及び気象業務法第 14 条の２第１項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。				
	水防活動の利用に適合する注意	一般の利用に適合する注意報・警報	内　　容		水防活動の利用に適合する注意	一般の利用に適合する注意報・警報	内　　容		

恵庭市水防計画　新旧対照表

報・警報			報・警報			防災気象情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用気象注意報	レベル２ 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用洪水注意報	レベル２ 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用気象警報	レベル３大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される		レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される	
				レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用洪水警報	レベル３氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	
				レベル４氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される	

	注１）注意報とは、気象現象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報をいう。 注２）警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報をいう。 （略）			
2-3	２　気象情報の種類 気象情報の種類は、次のとおりである。 （１）早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。 （２）地方情報、府県気象情報		レベル５氾濫特別警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	気象情防災報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】
	注１）注意報とは、気象現象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報をいう。 注２）警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報をいう。 （略）				
	２　気象情報の種類 気象情報の種類は、次のとおりである。 （１）早期注意情報（警報級の可能性） ５日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の２段階で発表される。当日から翌々日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。 （２）気象解説情報 気象上の状況や見通しを網羅的に解説するもので、「警報・注意				防災気象情報の改

	気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される情報。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象台情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報として発表される情報。 （３）台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。 （４）記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っ	報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」「警報・注意報等の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説する」役割がある情報。 なお、気象解説情報には、対象となる地域の夜種類、対象となる現象による種類、発表形式による種類がある。 （３）気象解説情報（台風第〇〇号） 台風に関し、日本に影響を及ぼすおそれがあるか、既に影響を及ぼしているときに発表する情報。 （４）気象防災速報 顕著な現象を速報的に伝える情報。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況、またはその直前の予測がされた場合、「気象防災速報（線状降水帯発生）」「気象防災速報（線状降水帯直前予測）」をそれぞれ発表。 また、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨	定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

	ている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所についてはキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。 （５）竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。	を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるときには、「気象防災速報（記録的短時間大雨）」を発表。 （５）気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注 意を呼びかける情報。	
2-4	３　大雨警報・洪水警報の危険度分布等 （１）大雨警報（土砂災害）の危険度分布 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で５ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表	３　大雨警報・洪水警報の危険度分布等 （１）土砂災害の危険度分布 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で５ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、レベル３土砂災害警報やレベル４土砂災害危	防災気象情報の改定に伴う修正【気象庁】

	されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （２）大雨警報（浸水害）の危険度分布 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （３）洪水警報の危険度分布 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （略） 第３節　指定河川洪水予報	険警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （２）浸水の危険度分布 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、レベル３大雨警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （３）洪水の危険度分布 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、レベル３氾濫警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 （略） 第３節　指定河川洪水予報	【恵庭市】
2-5	１　洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等	１　洪水予報の種類、警戒レベル、水位名称等	防災気象

	知事は、法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者等に通知する。 種類 / 発表基準 / とるべき行動 / 警戒レベル 氾濫注意情報（洪水注意報）：基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき／避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。／警戒レベル２相当 氾濫警戒情報（洪水警報）：基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき／恵庭市が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。災害が想定されている区域等では、恵庭市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。／警戒レベル３相当	知事は、法第 10 条第２項及び気象業務法第 14 条の２第２項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者等に通知する。 種類 / 発表基準 / とるべき行動 / 警戒レベル レベル２氾濫注意報：基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき／避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。／警戒レベル２相当 レベル３氾濫警報：基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき／恵庭市が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。災害が想定されている区域等では、恵庭市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。／警戒レベル３相当	情報の改定に伴う修正 【気象庁】 【恵庭市】

恵庭市水防計画　新旧対照表

	氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	恵庭市が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。災害が想定されている区域等では、恵庭市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル４相当	レベル４氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	恵庭市が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。災害が想定されている区域等では、恵庭市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル４相当	
	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき	恵庭市が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が既に発生していることを示す警戒レベル５に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル５相当	レベル５氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	恵庭市が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が既に発生していることを示す警戒レベル５に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル５相当	
	氾濫注意情報（警戒情報解除）	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。	警戒レベル２相当	レベル２氾濫注意報（警戒解除） レベル２氾濫注意報解除	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。	警戒レベル２相当	

恵庭市水防計画　新旧対照表

	く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）		
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき		

（略）

	く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）		
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき		

（略）